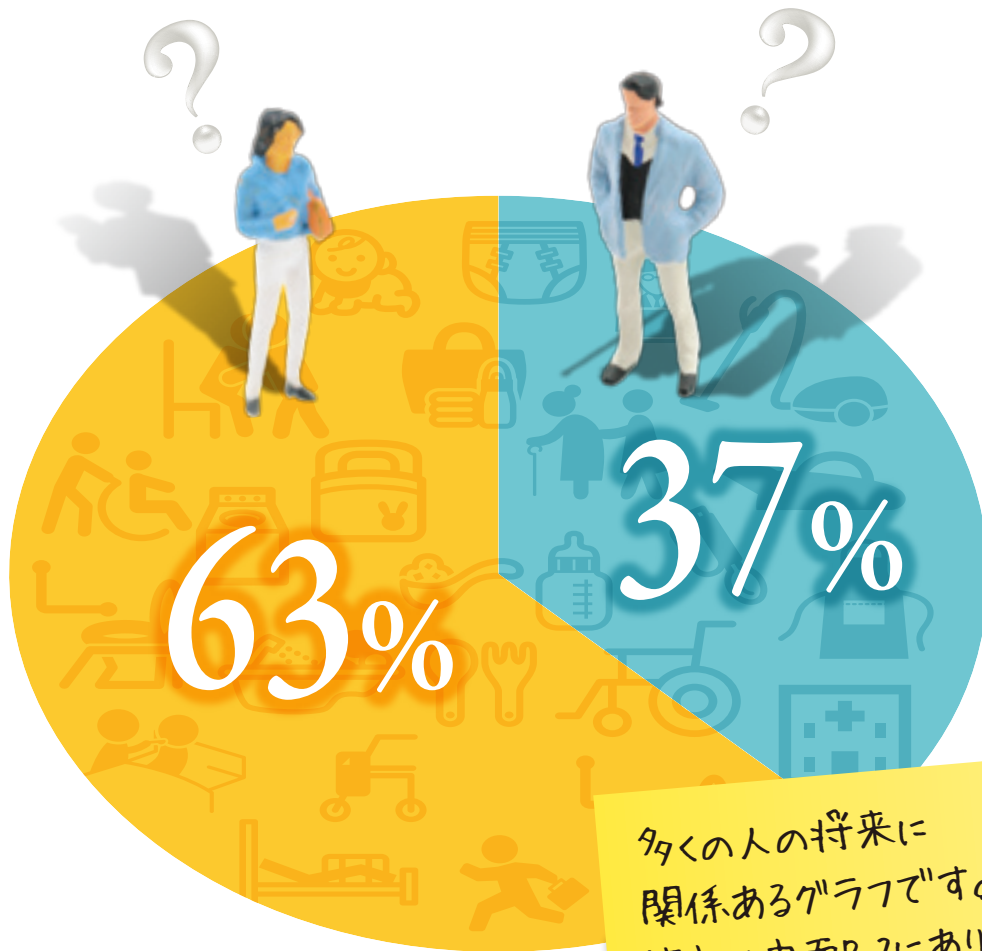


夢

特集

Q このグラフ、
何の数値でしょう？



家族を介護するのは誰？
あなたを将来介護するのは誰？

p2 ● 男女が協力し、安心して介護をできる社会に向けて

p3 ● インタビュー 平山亮氏「介護の責任から逃れる「言い訳」を探していませんか」

p4 ● 女性の声を議会に反映！議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

● 男女共同参画施策に関する苦情の申出制度

● パートナリシップさいたま 市民企画講座のご案内



A. 介護をしている人の男女比

男女が協力し、安心して介護をできる社会に向けて

現在、全国で介護をしている人は約87万人おり、女性が約63%、男性が約37%となっています（平成29年 総務省「就業構造基本調査」より）。この数字が示す通り、介護は性別による負担の偏りが大きいといえます。なぜ性別による負担の違いがあるのか、安心して介護をするためには何が必要なのかを、考えてみましょう。

近年は少子高齢化の進行によって、家族介護する側の低年齢化が顕著になっています。これにより、介護を理由として仕事をやめる「介護離職」問題が、将来さらに深刻化することが予想されます。介護や看護をするために離職した人が1年間で約10万人いるとされ、その内の約8割は女性です。

女性が家族の世話を期待されがちに

なぜ、家族の介護における分担に男女の違いがあるのでしょうか。介護は、育児と同様に家族内で世話をする仕事という固定観念が強いと言われます。男性は外で仕事に専念し、介護や育児は女性が主に担うことが期待されるという、固定的な性別役割分担の意識が現在も根強く残っていると考えられます。「嫁」が自身の親、義理の親の介護をすることが多かったのです。以前と比べて女性の社会進出や少子化が進んだこと等により、今後は男女を問わず、いわゆる「働き盛り世代」が介護に直面することが増えることが見込まれています。

長時間労働を減らして介護もやりやすい環境へ

しかし、近年は「働き方改革」が進み、ライフステージに対応した多様な働き方が増え始めており、介護や育児を想定した働き方への取

り組みが始まっています。労働時間は減少傾向にありますが、週の労働時間が60時間以上の割合は、40歳代男性が最多で13.8%に達する令和元年 内閣府「男女共同参画白書」より）等、依然として長時間労働の問題への対応が求められています。労働時間の短縮等の「働き方改革」が、男女とも育児や介護に参加しやすい職場環境の形成につながることを期待されます。

雇用する側は、育児・介護休業法に則った就業規則を守るだけでなく、働き手の多様なニーズに対応した柔軟な選択肢を設けていくことが求められています。

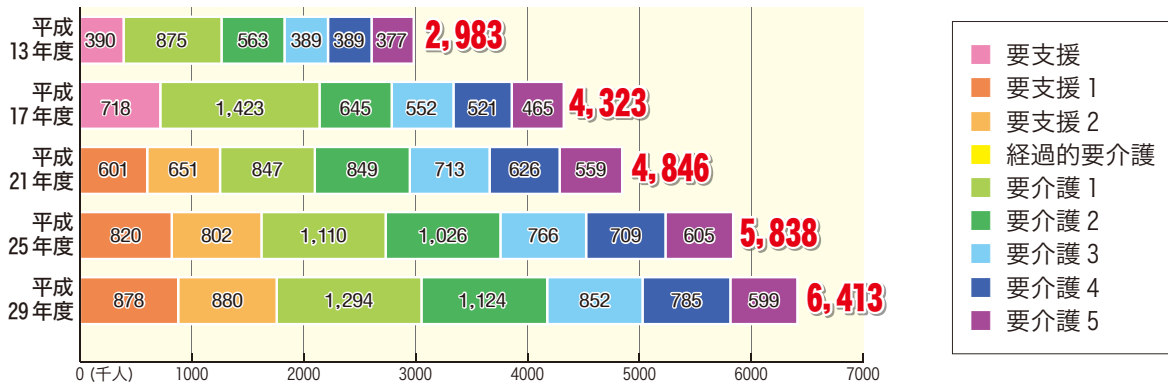
介護を自身のこととして考える

一方で、個人としてできることには何があるでしょうか。介護は育児と違い、予期せず始まることもあるため、事前に準備をすることが難しいのが一つの特徴です。まだ先のこととは考えず、早くから、介護支援やサービスのみならず、家族の基本情報など、介護について必要な情報を整理しておくことが大切です。

介護が必要な状況になったとき誰もが安心して介護し、介護されるような社会を目指して、全ての人が介護を自身の問題として捉えていくことが重要です。

要介護（要支援）認定者数の推移

厚生労働省「介護保険事業状況報告書（年報）」より作成



※平成29年度から全市町村で介護予防・日常生活支援総合事業を実施している。 ※東日本大震災の影響により、平成22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。

ダブルケアとは？

家族や親族の中で、複数の世代のケアに同時にあたることをいいます。特に、子育てと親の介護を同時進行で担うことを指して使われることが多い言葉です。現在、全国で約25万人がダブルケアを担っている*と推定され、将来ダブルケアに直面する人も数多くいるとされています。

※内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」より

介護の責任から逃れる「言い訳」を探していませんか



あなたの家族の誰かが介護が必要になった時、介護の分担を決めるのに、何が決定的な要因になるでしょうか。介護の分担から見えてくる問題について、息子による介護の研究を専門とする研究者にお話を聞きました。

女性の苦労は 社会に共有されてこなかった

介護や育児など、家族の面倒をみる担い手は、以前はほぼ女性しかいませんでした。家族介護に伴って起こりがちな虐待・孤立・介護離職といった問題は、現在は大きく取り上げられることが多いですが、担い手がほぼ女性だけだった時代には顕在化していなかっただけで、ずっと前から起こっていた問題です。介護に直面する男性が近年増えてきたために、ようやく社会問題として語られるようになってきたのではないのでしょうか。

例えば介護離職は、昔から多くの女性が直面していた問題です。実の親、義理の親の介護のために仕事をやめざるを得ない女性は山のようにいました。女性の社会進出が進んだとされる現在でも、賃金が夫や兄弟よりも低かったり、フルタイム労働でなかったりすれば、女性が介護を担うのが当然と考えられがちです。

介護責任の構造的な偏り

性別、賃金の高低、扶養する家族の有無の中で、育児や介護など家族の面倒を見る責任を免除されやすい属性のことを「正当な言い訳」と呼ぶことがあります。男だから、賃金の高い仕事を続けているから、扶養する家族をすでに持っているから、自分は育児や介護を担う責任を当然免除されるはずだ、と考えてしまうような属性のことです。「正当な言い訳」には他にも多くの属性があります。兄弟の中で親と同居しているのが自分だけであったり、フ



平山 亮氏

東京都健康長寿医療センター研究所 福祉と生活ケア研究チーム 研究員

1979年神奈川県生まれ。2003年東京大学文学部卒業。2005年東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了。2011年オレゴン州立大学大学院博士課程修了、Ph.D.(Human Development and Family Studies)。著書『迫りくる「息子介護」の時代』(共著、2014年)、『介護する息子たち 男性性の死角とケアのジェンダー分析』(2017年)など。

ルタイムの正規雇用の配偶者と比べて自分がパートタイムであったりすれば、その人が介護の責任から逃れる「正当な言い訳」を一つ失うといえるでしょう。

そう考えると、「正当な言い訳」を持ちやすいのは構造的には男性に偏っています。非正規雇用が全体的に増えているといっても、女性のほうが多いですし、正規雇用の中でも全体的には男女で賃金格差があるのが現状です。もちろん男性であっても、兄弟の中で未婚なのが自分だけであったり、または一人っ子だったりすれば「正当な言い訳」は持ちにくいでしょうから、個々のケースにもよります。

「言い訳」に頼らない意識

男性が育児や介護に関われない理由としてよく「長時間労働」などの就労システムが理由に挙げられますが、はたして就労システムが変われば男性が育児や介護の責任をすんなり担うようになるのでしょうか。例えば福井県は、女性の正規雇用率が高く、かつ女性の家事時間も男性よりはるかに長いというデータがあります。男性の就労責任が相対的に減少しているのに、家事の負担は女性に偏ったままなのです。したがって、就労システムで男女が平等になっただとしても、家族の面倒を見る責任も男女平等になるかということには疑問があります。育児や介護などがしやすい環境を整えるのにももちろん必要ですが、責任から逃れるために言い訳にしがみついてしまうような意識は、個人レベルで変えていく必要があります。



女性の声を議会に反映!

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

日本は女性議員の割合が少ないと言われています。女性議員の多さでは世界193カ国中165位(平成31年1月現在)で、G20(主要20カ国・地域)の中では最下位です。議会に女性が参画することで、女性の視点や母親の声が議会に反映されやすくなり、皆が暮らしやすい社会となることが期待されています。

そのような中、選挙の候補者数ができる限り男女均等となることを促すため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。日本の全人口に占める女性の割合は51.3%(平成31年、総務省「人口推計」)ですが、女性議員の割合は低迷しているのが現状です。今年7月の参議院選挙では女性の立候補者数は過去最多となりましたが、依然として女性の割合は低い状態が続いています。

性別に偏りのない声を、もっと議会に反映させていきましょう。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の詳細は、こちらで確認できます。➡



■ 参議院議員選挙結果(令和元年7月、総務省発表)

	女性	男性	女性が占める割合
立候補者数	104人	266人	28.1%
当選人数	28人	96人	22.6%

■ 議会における女性議員の割合

内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」より作成(国会は平成31年1月現在、その他は平成30年12月末現在)

議会	女性が占める割合
国会 衆議院	10.2%
国会 参議院	20.7%
都道府県議会	10.0%
特別区議会	27.0%
市議会	14.7%
町村議会	10.1%

男女共同参画施策に関する 苦情の申出制度

市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情の申出を、苦情処理委員が中立・公正な立場で適切かつ迅速に処理する制度です。詳しくはこちらへ➡



事例

乳幼児を連れた住民のために公園内のトイレにベビーベッドが設置されているが、女子トイレの中にあるため、乳幼児を連れた男性が利用することができない。

※出典：内閣府男女共同参画局 HP

パートナーシップさいたま 市民企画講座のご案内

①これも防災?暮らしから生まれる家族やペットを守る仕組み(主催:浦和〇〇部(うらわまるまるぶ))

- 日時** 10月20日(日) 10時~15時
- 内容** 第1部 10時~11時30分「日常生活の行いが防災につながる」 第2部 12時30分~15時「避難所運営シミュレーション」
- 定員** 20名(抽選)※結果は全員に連絡します。(原則として、第1部・第2部どちらも参加できる方)
- 対象** 市内在住、在勤又は在学で、小学生以上の方(小・中学生の方は保護者の同伴が必要)
- 託児** 1歳以上の未就学児(3名)※傷害保険料当日1人30円は実費負担
- 申込期限** 令和元年10月10日(木)まで。締切後、抽選結果は全員に連絡します。

②産前・産後のカラダケア講座(主催:HAGURUMA)

日程	内容	主な対象(市内在住、在勤又は在学の方)
10月26日(土)	第1回「産前産後のカラダ」	マタニティ、産後の女性(ご夫婦で参加可能)
11月17日(日)	第2回「抱っこひものトリセツ」*	産後3カ月~1歳半のお子さんとママ
12月15日(日)	第3回「産後ママの骨盤ケア」	産後の女性
1月18日(土)	第4回「更年期とワタシ」	30~70代女性(母・娘の参加可能)



各回とも、13時~14時30分開催。

- 持ち物** 各回とも「バスタオル」(簡単な体操に使用します)をお持ちください。
- 定員** 各回とも12名(先着順)
- 託児** 6カ月以上の未就学児(5名) ※第2回「抱っこひものトリセツ」では託児はありません。

①、②とも申込方法

電話・FAXまたはEメール。住所・氏名・電話番号を明記。託児希望の方は、「子どもの氏名・ふりがな・生年月日・性別」も合わせてパートナーシップさいたまへ

①、②とも申込先、会場

さいたま市男女共同参画推進センター(愛称:パートナーシップさいたま)
さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階 大宮駅西口 徒歩8分
電話:048-642-8107 FAX:048-643-5801 メール danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp

本誌へのご意見・ご感想は人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センターまで。FAX、E-mail、HPでも受け付けています。

令和元年10月1日発行

【編集・発行】さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

TEL▶048-643-5816 FAX▶048-643-5801
E-mail▶danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp